

長坂小学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立長坂小学校
平成26年1月31日 策定
平成30年3月31日 一部改訂
平成31年3月31日 一部改訂
令和2年1月15日 第2版策定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「子どもたちに学ぶ喜びと将来への展望を持たせ、仲間とともに育つ子ども集団の育成に努める」―豊かな感性と正しい人権感覚を身につけ、差別をしない、差別に負けない、差別を許さない子どもを育てる―を教育目標としており、そのために、人権教育に重点を置いて、とりくんでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「学校いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、人権教育主担、首席、いじめ対策担当、生徒指導担当、
チーム小学校アドバイザー、家庭の教育機能総合支援指導員、
当該学級担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、各学年一名、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見、いじめ事案への対処、教職員間の情報共有
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各とりくみの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。(別表 次頁記載)

5 とりくみ状況の把握と検証（PDCA）

学校いじめ防止委員会は、年11回（検討会議を）開催し、とりくみが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検や、いじめ防止等のとりくみの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しなどを行う。

長坂小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○「個人調査票」「生指報告カード」によって把握された児童状況の集約 ○保幼小引継ぎ ○人権学習「ともだちづくり」 ○遠足	○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○「個人調査票」「生指報告カード」によって把握された児童状況の集約 ○新旧学年引継ぎ ○人権学習「ともだちづくり」 ○遠足	○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○「個人調査票」「生指報告カード」によって把握された児童状況の集約 ○新旧学年引継ぎ ○人権学習 「みんなが使う施設」 ○遠足	◇第1回学校いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 家庭訪問 ◇保幼小引継ぎ ◇新旧学年引継ぎ 入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 ◇あいさつ運動（児童会） P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	○たてわり活動 ○人権学習 「みんなちがってもいいじゃない」	○たてわり活動 ○人権学習 「おいしいやさいを育てよう」 ○人権学習 「リレーきょうそう」	○たてわり活動 ○人権学習 「校区の絵地図作り」	◇たてわり活動（児童会） ◇第2回学校いじめ防止委員会（いじめ事象の教職員間の情報共有）
6月	○運動会 ○人権学習 「せいかんたんけん」	○運動会 ○人権学習「スイミー」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流	○運動会 ○人権学習 「人にやさしい施設」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流	◇第3回学校いじめ防止委員会（いじめ事象の教職員間の情報共有） ◇1学期いじめ実態調査
7月	○保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） ○人権学習「あそびの交流」	○保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） ○人権学習「おもちゃまつり」	○保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） ○人権学習 「しんちゃんの三輪車」	◇期末懇談会 1学期個人面談 ◇第4回学校いじめ防止委員会（いじめ事象の教職員間の情報共有） ◇新転任者研修（集団づくりについて、いじめ実態調査の見方・活用方法）
8月	○人権学習「平和学習」 「平和登校日」	○人権学習「いわたくんちのおばあちゃん」 「平和登校日」	○人権学習「平和学習」 「平和登校日」	◇校内研修（いじめ実態調査の交流、検証・教職員の資質向上のための校内研修）

9 月	○人権学習 「ぼくのおにいちゃん」	○人権学習 「世界のなかまとなかよくなるために」	○人権学習 「ちいちゃんのかげおくり」	◇第5回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇あいさつ運動(児童会)
10 月	○遠足 ○たてわり活動 ○人権学習「昔からのあそび」 ○人権学習 「ひとりぼっちのライオン」 ○大空にひびけコンサート	○遠足 ○たてわり活動 ○人権学習 「一年生との交流会」 ○校内研究授業 ○大空にひびけコンサート	○遠足 ○たてわり活動 ○人権学習「補助犬について」 ○大空にひびけコンサート	◇第6回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇たてわり活動(児童会) ◇大空にひびけコンサート
11 月	○人権学習「家の仕事」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 学校教育自己診断アンケート	○人権学習 「手やゆびではなそう」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 学校教育自己診断アンケート	○校内研究授業 ○人権学習「3ねんとうげ」 ○人権出前授業「プレゼント」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 学校教育自己診断アンケート	◇第7回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇2学期いじめ実態調査 学校教育自己診断アンケート
12 月	○保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) ○人権学習「こんにちは」	○保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) ○人権学習「おへそのひみつ」	○保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	◇期末懇談会 2学期個人面談 ◇第8回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有・いじめ実態調査の検証)
1 月	○土曜参観 ○人権学習 「さっちゃんのまほうのて」	○土曜参観 ○人権学習「大きくなったね」	○土曜参観 ○人権学習「モチモチの木」	◇土曜参観 ◇第9回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有)
2 月	○なわとび週間、長縄集会 ○人権学習「地域の公園」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流	○なわとび週間、長縄集会 ○人権学習「スーホの白い馬」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流	○なわとび週間、長縄集会 ○人権学習「昔のくらし」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流	◇なわとび週間、長縄集会 ◇第10回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇3学期いじめ実態調査
3 月	○人権学習 「新しい1年生がくるよ」	○人権学習 「こねこのなまえは…?」	○人権学習 「左手の人差し指」	◇第11回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有、年間とりくみの検証、いじめ防止基本方針の見直し)

長坂小学校 いじめ防止年間計画				
	4年	5年	6年	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○「個人調査票」「生指報告カード」によって把握された児童状況の集約 ○新旧学年引継ぎ ○人権学習「わたしたちのまちの環境」 ○遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○「個人調査票」「生指報告カード」によって把握された児童状況の集約 ○新旧学年引継ぎ ○人権学習「なかもづくり」 ○遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○「個人調査票」「生指報告カード」によって把握された児童状況の集約 ○新旧学年引継ぎ ○人権学習「心を合わせて」 ○遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ◇第1回学校いじめ防止委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 家庭訪問 ◇保幼小引継ぎ ◇新旧学年引継ぎ 入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 ◇あいさつ運動(児童会) P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり活動 ○人権学習「バングラデシュからきたシャボン君」 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり活動 ○人権学習「日本のまわりの国々」 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり活動 ○人権学習「時田さんの一日」 	<ul style="list-style-type: none"> ◇たてわり活動(児童会) ◇第2回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 ○人権学習「一つの花」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 ○人権学習「こわいことなんかあらへん」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 ○人権学習「食べるって？」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 	<ul style="list-style-type: none"> ◇第3回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇1学期いじめ実態調査
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ○人権学習「水はどこから」 ○人権学習「火の海大阪」 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ○人権学習「つるにのって」 ○非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ○人権学習「夏服の少女たち」 ○非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ◇期末懇談会1学期個人面談 ◇第4回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇新転任者研修(集団づくりについて、いじめ実態調査の見方・活用方法)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権学習「平和学習」「平和登校日」 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権学習「平和学習」「平和登校日」 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権学習「平和学習」「平和登校日」 	<ul style="list-style-type: none"> ◇校内研修(いじめ実態調査の交流、検証・教職員の資質向上のための校内研修)

9月	○人権学習「車いす体験」 ○人権学習「SNSのトラブルと対策」	○宿泊学習 ○人権学習「 코리아タウンへようこそ」	○人権学習「江戸時代の日本と朝鮮」 ○校内研究授業 ○人権学習「修学旅行に向けて」	◇第5回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇あいさつ運動(児童会)
10月	○遠足 ○たてわり活動 ○人権学習「人にやさしい町」 ○大空にひびけコンサート	○遠足 ○たてわり活動 ○人権学習「LGBTについて学ぼう」 ○大空にひびけコンサート	○修学旅行「戦争体験聞きとり」 ○たてわり活動 ○人権学習「戦争体験聞きとり」 ○大空にひびけコンサート	◇第6回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇たてわり活動(児童会) ◇大空にひびけコンサート
11月	○校内研究授業 ○人権学習「体の成長」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 学校教育自己診断アンケート	○人権学習「見えないってどういうこと」 ○人権学習「フィールドワーク」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 学校教育自己診断アンケート	○人権学習「きいちゃん」 ○人権学習「水平社宣言」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流 学校教育自己診断アンケート	◇第7回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇2学期いじめ実態調査 学校教育自己診断アンケート
12月	○保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ○人権学習「人にやさしい町」	○保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ○人権学習「アイマスク体験」	○保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ○人権学習「自分史」	◇期末懇談会 2学期個人面談 ◇第8回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有・いじめ実態調査の検証)
1月	○土曜参観 ○人権学習「パラリンピック」	○土曜参観 ○人権学習「ちがいのちがいがい」	○土曜参観 ○人権学習「基本的人権の尊重」	◇土曜参観 ◇第9回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有)
2月	○なわとび週間、長縄集会 ○人権学習「新ちゃんがいない」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流	○なわとび週間、長縄集会 ○人権学習「識字学級」 ○人権学習「水俣から」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流	○なわとび週間、長縄集会 ○人権学習「菌型」 ○「いごちのよいクラスにするためのアンケート」実施・交流	◇なわとび週間、長縄集会 ◇第10回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有) ◇3学期いじめ実態調査
3月	○人権学習「わかってくれるかな」(朝鮮・韓国の文化を知る)	○人権学習「何にでもなれるぞ！女の子男の子」	○人権学習「身近な人からの聞きとり」 ○人権学習「心を合わせて」	◇第11回学校いじめ防止委員会(いじめ事象の教職員間の情報共有、年間とりくみの検証、いじめ防止基本方針の見直し)

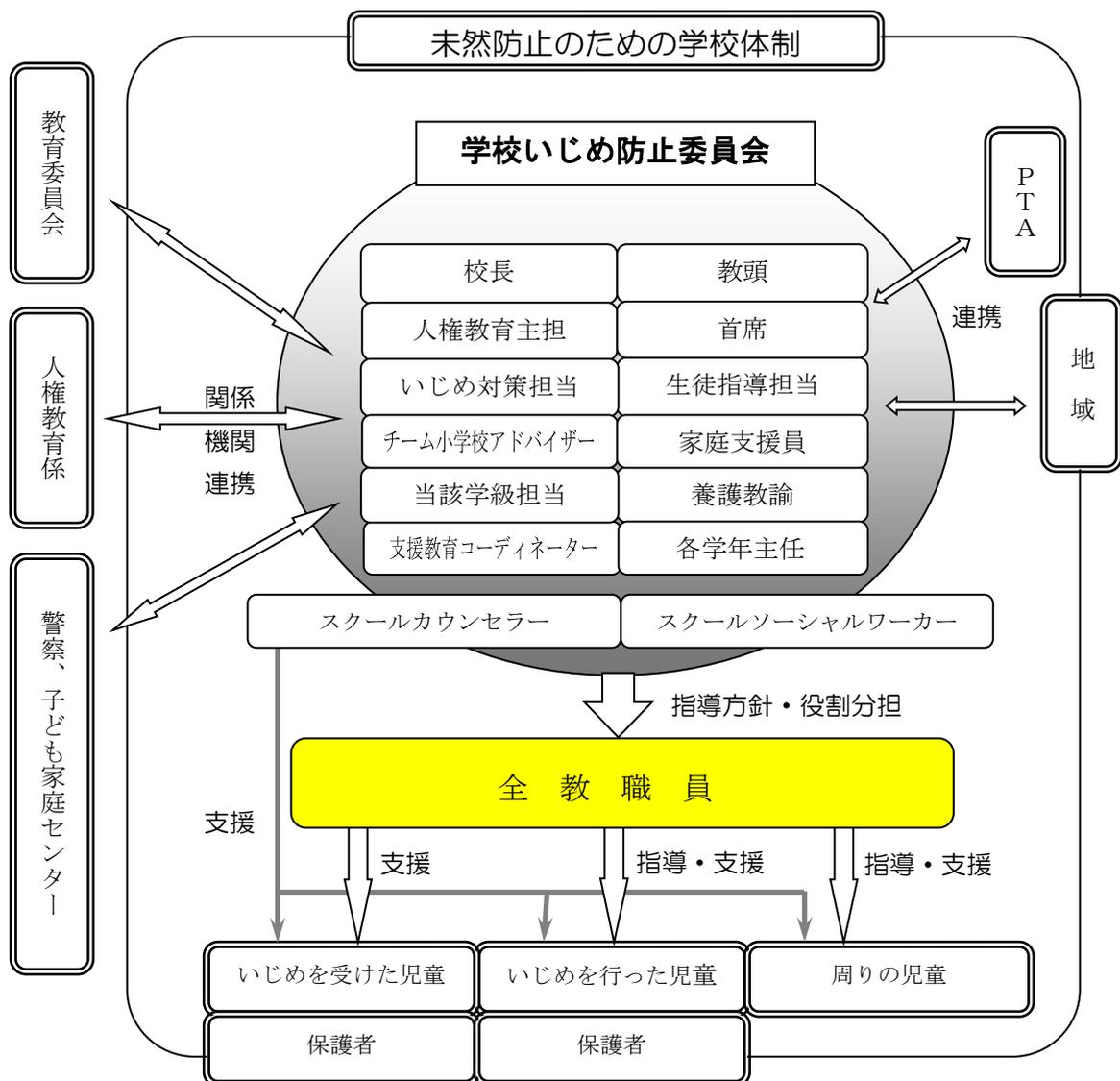
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重に徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、教育活動全体を通じて、児童が、人と人との関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っている自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要である。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様なとりくみが体系的・計画的におこなわれるよう、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）を作成する必要がある。そして、そのとりくみの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校では、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、全教科・領域においてそれぞれの特質に応じ総合的に推進している。さらに、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、安心・安全に学校生活を送ることができるように、組織的な対応を行うことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内外の研修について周知するとともに、いじめ防止プログラムの作成及び改善の提案を行っていく。

教職員に対して以下の4つについて確認しておく。

①いじめ指導 4原則

i 人権の視点に立って ii するを許さず iii されるを責めず iv 第三者なし

②いじめ問題には必ず組織対応することの徹底

③いじめは自分の眼だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立って、子どもや保護者からの通報、ほかの教職員からの情報収集に努める。

④自分が担当する学級を常にオープンにし、多くの教師や保護者の目にふれるようにする。

児童に対しては、

①いじめは人権侵害する行為で、人間として絶対に許されないという認識を一人ひとりの児童がもてるように徹底する。

②いじめられている児童がいじめを告げたことによって、いじめられる恐れがあると考えている児童を徹底して守り通すという毅然とした態度を示す。

③いじめをはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめる行為と同様に許されない。また、いじめを止めたり、大人に伝えたりすることは、正しい行為であるという認識を児童に持たせる。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学年に応じたコミュニケーションスキルを育てるための授業にとりくんでいく。また、児童の自尊感情を高めるために、家族や友だちに大切にされていることを知る授業づくりを全学年にまたがって実施していく。さらに、人権総合学習などを通して、地域の人とつながり、自分も人も大切にできる態度を養っていく。また、分かりやすい授業づくりを進めるために学習教材の共有化を図り、研究授業や公開授業を通じて、教職員がつながり、よりよい授業を創造していくことを進めていく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の指導を統一する必要がある。生徒指導報告カードにより、学級担任だけでなく、学校全体で生徒指導上の問題点を把握することに努める。また、学級の諸問題について、担任だけでなく、学年での合同体育や算数分割授業、TT学習など、複数の目で見ること、小さな出来事も見逃さないという体制を作っていく。

たてわり活動や委員会活動、クラブ活動を通じて、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校内外の研修にとりくみ、人権についての感覚を研ぎ澄まし、いじめを許さない姿勢を全教職員がもつようにする。また、教職員による不適切な事象が発生した場合、すぐに、管理職より全教職員に周知し、対応についての適切なあり方や今後の対応について、話し合う機会を設けるようにする。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、集団作りの観点を取り入れた学習や学校行事を意図的、計画的に展開する。また、道徳での内容項目「1. 主に自分自身に関すること」の視点を取り入れた授業の展開に努める。
- (5) 児童がいじめについて学ぶために、いじめ防止対策プログラムを取り入れ、外部の機関とも連携し、学習する機会を設け、人権意識の高揚を図る。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせ、積極的に認知する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 全教職員が、「いじめは、どの集団にも起こりうるものだ」という認識を持つことが大切である。そのうえで、学級の実態把握の方法として、学期に1回行う「いごちのよいクラスにするためのアンケート」により、児童や学級の実態を把握し、対応方針を決定し、支援・指導への実施につなげることで、学級の問題を学校の問題として捉え、全教職員で情報の共有をはかっていく。また、学級集団作りやいじめ対策に活用するために、過去のデータを確認しながら、児童の成長と変化について共有していく。

定期的な教育相談としては、SCやSSWとの連絡を密にし、心配な児童については、学級での様子の観察を依頼し、また、保護者との面談も行う。

日常の観察として、授業や給食、休憩時間のほかに、朝の会や終わりの会などの全員でのコミュニケーションの場を設けたり、日記などの一対一のコミュニケーションの場を設けたりすることで、学校や家庭での様子について、把握する。

多角的・多面的に情報を共有することにより、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない環境づくりに努める。

- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、学校だよりや学年だよりなどで、いじめ対策の窓口を周知する。また、学校での児童の状況については、保護者からの訴えに寄り添い、また、保護者と連絡を密にし、信頼関係を築くように努める。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、「学校いじめ防止基本方針」に則り、HPなどを通じて、校内体制を周知し、児童の実態やいじめの状況に応じて、連携する関係諸機関を明らかにしていく。
教職員は、月一回の生徒指導委員会とは別に、週に一回、生徒指導部会を開く。その中で、学年で起きた事象について、話し合う場を設ける。
- (4) HPなどを通じて、「学校いじめ防止基本方針」を広く周知する。また、「学校いじめ防止委員会」が適切に機能しているかを問うために、とりくみ内容も周知する。

- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については慎重にとり扱い、対外的なとり扱いについても十

分に留意する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。近年の事象を見ると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた児童は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会)、(別添)「レベルに応じた問題行動への対応チャート」(市教委)を参考にし、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織(学校いじめ防止委員会)に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

(4) いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた児童またはその保護者への支援

(1) いじめを行った児童の別室指導や出席停止などにより、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するなどのことも視野に入れ、いじめを受けた児童に寄り添い支える体

制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめを行った児童からも事実関係の聞きとりを行う。いじめに関わったとされる児童からの聞きとりにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を確認した後は、迅速にいじめを行った児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめを行った児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

運動会や遠足は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞きとり等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間は経過するまでは、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対処を行う。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【重大事態の意味】

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例) いじめを受けた児童が
- ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

【重大事態の報告と対応】

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

【調査の主体と組織】

○市教委は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

【調査結果の報告及び提供】

○調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて市長に報告する。また、市教委が主体となった場合も、市教委が市長に報告する。

学校又は市教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

○重大事態が発生した場合は、以下に従い報告・調査を進める。

・『いじめ重大事態 対処指針』は、以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照ください。

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/ijimebousikihonnhousinn.pdf>

・『生徒指導報告書（いじめ用）【様式1】・【様式2】』

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/seitosidouhoukokusyo1.pdf>